

令和元年12月定例会 常任委員会

農林水産委員会

委員長名	先崎温容
委員会開催日	令和元年12月20日(金)
所属委員	[副委員長]坂本竜太郎 [委員] 渡邊哲也 大橋沙織 大場秀樹 高野光二 今井久敏 杉山純一 宗方保



先崎温容委員長

(1) 知事提出議案：可 決・・・7件
承認・・・1件

※[知事提出議案はこちら](#)

(2) 議員提出議案：可 決・・・2件

※[議員提出議案はこちら](#)

(12月20日(金))

大橋沙織委員

農19ページ及び34ページに記載がある林地崩壊防止事業と県単独の治山事業について、それぞれ現時点における箇所数と場所を聞く。

森林保全課長

農19ページの災害関連緊急治山事業については、相馬市の中井塚地区である。

農34ページの林地崩壊対策事業については、天栄村の下二俣地区である。

大橋沙織委員

林地崩壊防止事業はいわき市田人も対象と聞いたことがあるが、どうか。

先崎温容委員長

議案でないため、一般的事項において質問願う。

渡邊哲也委員

農7ページの家畜防疫事業費について、県が防護柵設置に関して助成するのか、県が防護柵を設置するのか、具体的な事業内容を聞く。

畜産課長

豚コレラ対策として農家が農場の周りに柵を設置する国の補助事業に県が上乘せする。

大橋沙織委員

林地崩壊防止事業について、天栄村1カ所のみとなった理由を聞く。

森林保全課長

林地崩壊防止事業は市町村からの要望に基づき事業化しており、天栄村から要望があったため、採択要件等を見ながら計上した。

高野光二委員

農7ページの家畜防疫事業費のうち豚コレラに関する野生イノシシへの対策費について、事業の趣旨や具体的な予算計上の内容など説明を求める。

畜産課長

豚コレラの防疫対策については、農家が農場の周りにワイヤーメッシュの柵を回し野生イノシシの侵入防止対策を行う場合に、国の補助に県費を上乗せし農家負担を軽減している。

農家へは国が推奨する基準に基づく十分な対策や、飼養衛生管理基準により義務的に実施しなければならない防疫対策を行ってもらい事業に取り組んでいく。

高野光二委員

防護柵や衛生対策などの豚コレラの対策について、基本的には国の事業に県が補助するとの説明であったが、県独自の事業ではなく国の事業と連動した予算ということか。

畜産課長

独立行政法人農畜産業振興機構が実施する国の補助が入った事業であり、豚コレラ対策として野生イノシシの侵入防止柵の設置への補助である。

高野光二委員

具体的な政策や考え方については、後ほどもう一度質問する。

農17ページの森林整備事業、一般造林事業費における7,600万円の減額については、下刈りや間伐などの事業が予定より下回ったと聞いている。

人員不足や予定の変更などさまざまな理由があると思うが、積極的に進めようとする中での森林整備事業の減額は大きいと思うため、理由を詳しく説明願う。

森林整備課長

今回計上した一般造林費の減額については、春から夏にかけて行われる下刈り、間伐や除伐などへの申請実績を踏まえて行った。

面積等が少なくなっている部分については、前年の計画に対し春から夏にかけての事業が若干減少した。

高野光二委員

特に浜の地域ではほかの地域への避難があり、森林の後継者や作業員が少なくなったとの状況を現場の声として聞くが、実施できなかった要素にこうした背景を含むか。そうであれば手だてをしなければ毎年起きるため、どう分析しているかを含めて、事業費が減額となった背景や理由を支障ない範囲で回答願う。

森林整備課長

確かに避難地域では施業がなかなか進まず、以前より下刈りなどが少なくなっている。

樹木の生育状況等を見ながら施業を実施している。計画していた場所の現地を見た際に実施時期が早いため事業を控えるという調整もあるため、減額につながっていると思う。

高野光二委員

農21ページの水産業振興総合対策施設整備費の約1億5,300万円の増額について、相馬市岩子の護岸の取得費と聞いていたが、民有地の入会があったため用地を取得するとの解釈か。

水産課長

委員指摘のとおり相馬市岩子の護岸は県有地と私有地があり、私有地部分の護岸を工事するものである。

高野光二委員

いま一つ内容がわからなかったが、県の土地と私有地が入りまじった部分の取得費用か、単純に工事費用か、再度回答願う。

水産課長

取得費用ではなく工事費用であり、相馬市の工事を県が受託して行っている。

高野光二委員

農33ページの認定農業者等支援事業費及び強い農業づくり整備事業について、内容を詳しく説明願う。

農業担い手課長

認定農業者等支援事業では、今回の台風第19号により被災した農業用ハウス等の施設、農業機械、畜舎等の修繕や撤去にかかわる支援を実施する。

施設等の再建や修繕等については、国が10分の3、県が10分の4以内、農業機械や畜舎の修繕等については、国が10分の5、県が10分の4以内、撤去については国が10分の3、県が10分の4を補助する予定である。

園芸課長

強い農業づくり整備事業費では、台風第19号により被害を受けた集出荷施設、乾燥調製施設、大型の園芸用ハウスなどの生産技術高度化施設の補修、修繕及び再取得等を行う国の事業に対し補助を上乗せする。

事業主体は市町村や農業者が組織する団体であり、補助率は国が2分の1、県が10分の1を上乗せする。

高野光二委員

考え方や対応については一般的事項で話すが、台風第19号に関して県独自の施策はないと理解してよいか。

農業振興課長

2件については国の事業への上乗せであるが、別途、国の支援が及ばない部分については県単独の事業を別項目で予算化している。

高野光二委員

県独自の支援は非常に重要であるため、ページ数と項目を説明願う。

農業振興課長

農33ページの農業対策事業費の農業対策事業5,441万 3,000円である。

収穫不能になった稲をそのままの状態にしておくと来年度の作付に悪影響を及ぼすため、稲を早期にすき込みし腐熟させる事業であり、県及び市町村が各3分の1を負担し、10a当たり6,000円を上限に支援する。

また、この中には国の支援対象にならない野菜や菌床等の生産者について、県と市町村が各3分の1を負担するという事業を予算化している。

高野光二委員

今回の災害は非常に特殊性のある通常では考えられない被害であるため、県独自の支援策については特に強調して説明したほうがよかったと思う。

大橋沙織委員

農42ページの農業災害対策費については、収穫後の米が被害に遭った際に10a当たり7万円補助されると思うが、件数やいつまで続くかを聞く。

水田畑作課長

委員指摘のとおり、浸水により保管中の米に被害を受けた農家に対し次年度の営農再開に関する支援として10a当りに換算し7万円を支援するものであり、現在要望等を取りまとめ中である。

大橋沙織委員

農19ページの林地崩壊防止事業の適用箇所は相馬市との説明があったが、いわき市田人も対象と聞いた覚えがある。

当年度は被害があった52カ所のうち9カ所を対策すると思うが、その内訳を聞く。

森林保全課長

林地崩壊防止事業は天栄村で1件、災害関連緊急治山事業は中井塚やいわき市田人、治山施設災害復旧事業いわゆる施設の復旧については福島市と南相馬市であり、治山事業では5地区を考えている。

そのほか、市町村単独や自力の部分を入れると4カ所あるため、委員指摘の9カ所はその部分を含めた数字であると思う。

大橋沙織委員

被害箇所52カ所に対して4カ所は少なく、林地崩壊防止事業や県単独の治山事業などをより柔軟に使えれば救われる被災者がふえると思う。

聞いた話であるが、約20年前の1998年7～8月の豪雨災害では、林地崩壊防止事業を柔軟に活用し、福島市上山口において1戸に3、4世帯住んでいたため2戸以上とみなして適用したとのことである。

川俣町から県に県単独の治山事業を活用できないかと何度も求めているが、答えてもらえないと聞いた。もう少し柔軟に事業を適用すれば救われる者がふえると思うが、どうか。

森林保全課長

今回国庫補助事業と県単独事業で事業化しているが、基本的に治山事業は保安林の復旧である。採択要件としては、人家2戸以上であることや公共施設があることなどであり、それぞれの状況については農林事務所が市町村とともに現地を確認し、事業化して復旧していく。

可能な限り被災者を救う形で対応していく。

大橋沙織委員

確認するが、現地を見て道路に被害があることなどがわかれば1戸であっても柔軟に対応するとの認識でよいか。

森林保全課長

国や県の事業の採択要件と照らし合わせ、条件の合うものについて採択していく考えで実施している。

大橋沙織委員

何点か続けて質問する。

1つ目は有害鳥獣被害対策について、桑折町ではワイヤーメッシュか何かでイノシシを囲い込み捉える実証事業があると聞いているが、県で把握しているか。

2つ目は今回の台風被害について、月舘町では砂防ダムが崩れて下の民家まで土が流れ込んだと聞いたが、その後の対応や今の状況がわかれば聞く。

3つ目については、農林水産部直接の管轄ではないと承知しているが、山に関することであるため、いわき市遠野地区で計画されている三大明神の風力発電について質問する。おふくろの宿の手前の折松では、今回の台風でかなり大きな被害があったと聞いた。県の判断を求められれば、このような場所への風力発電の設置は反対であるなど態度を示すべきだが、現時点での認識を聞く。

先崎温容委員長

3点目については管轄外であり本委員会での質問とはみなさないため了承願う。

環境保全農業課長

囲い込みについては、農林水産部ではイノシシは基本的に捕獲せず農地に来ないように集落と連携して対応している。まず県が集落等とともに地域環境を診断し、動物が潜んでいるような場所を明るくするための刈り払い、イノシシなどが好きな農作物の残渣などの撤去、皆で集落を守るための市町村リーダーや集落リーダーの配置が中心であり、わななどでの捕獲は最終的な手段と考えている。

農林事務所とともにモデル集落で実施しているのは、農地に近づけないよう電気柵などと同じくワイヤーメッシュを適切に農地に張る方法であり、野生鳥獣を囲い込むものではない。

先崎温容委員長

2点目の砂防ダム関係は土木部ともかかわる案件であるが、答弁できる部署はあるか。

森林保全課長

砂防ダムは土木部所管である。

今井久敏委員

保管中の米が水没した農家に10a当たり7万円を補助する事業については、情報を収集中のことであるが、承知のとおり、留意点は収入保険と任意の共済特約に入らねばならないことである。

青色申告もあり収入保険加入者の伸び悩みが気になるため、状況について聞く。

農業経済課長

委員指摘のとおり、収入保険はことしから始まり、県内では約1万1,000名の青色申告者がいるが加入者は800名を切るほどの状況であった。

令和2年分は12月まで受け付けており、途中経過では約1,150名であり初年度と比べると360名程度増加傾向にある。ことしいっぱい加入期間があるため、もう少しふえていくかという状況である。

今井久敏委員

災害時には8～9割賄うことのできる非常に立派な保険のはずである。1万1,000名のうち1,150名は厳しい数字と感ずるが、県ではどのように周知しているか。

農業経済課長

事業主体である農業共済組合と連携し、農業者のいる場にパンフレットを持参したり、県政広報番組などを利用し収入保険のPRに努めている。

今井久敏委員

米がぬれてしまったが制度があり助かったとの話を聞くため、こういったときに使うための保険であることを共済組合などに徹底願う。保険金額の高さがネックになるかもしれないが、ぜひ大いにPRに尽力願う。

渡邊哲也委員

来年の通常国会に改正種苗法に伴う議案が出る方向であるが、県の大事なブランド農産物を守るための対応や取り組みについて聞く。

農業振興課長

現段階において県の方針は出していないが、これまで開発した県のオリジナル品種は41品目あり、これから注目される果樹や水稻などについては、海外へ流出して使われないよう防護について検討を進め、本県開発の品種を適切に守っていく。

渡邊哲也委員

新規就農者について昨年210名と5年連続で増加し、過去5年で1,000名を超えたことは喜ばしい。

新規就農後に短期間で離農した者もいると思うが、どうか。

農業担い手課長

就農5年後の状況を確認すると8割の定着率であり、自営は9割、雇用就農では6割という内訳である。

渡邊哲也委員

定着率の8割は高い数字であるが、2割がやめた理由を聞く。

農業担い手課長

収入が上がらないケースや就農後に私的な理由で離農したケースがある。

また、雇用就農の場合では法人内での仕事が自分のイメージと違うとして会社をやめるケースも発生している。

先崎温容委員長

新規就農者が5年後もマネジメントできるよう説明会を広く開催してきた中で、今回雇用就農者の4割がやめているとの問題点があるため、今後改善が必要になると意見を述べておく。

高野光二委員

渡邊委員に関連して質問するが、新規就農者数が5年連続200名であることについて、私は大変よい数字であると理解している。

社会が変化する中、自分で農業をしたり法人に勤めるなどさまざまな就農形態がある。農業の現場は担い手不足と言われ、補助制度、基盤整備事業、施設園芸など対策を講じていながらも決定打が見出せないが、実際にこれほど就農していることは大変評価する。後継者不足の中5年連続200名の新人が後継者となったことは、恐らく県のさまざまな手だての効果もあるため評価してよいと思う。

大切なことは本県に定着してもらうことであるため、ただ嫌いだからやめるではなく次へのマッチングなどさまざまなフォローも必要である。

単に5年連続200名という数字が続いたのではなく、検証があってこそ次の施策につながると思うため、どのように評価しているかを聞く。

農業担い手課長

今回212名のうち居住地が県外にあった者に限定すると、県外からの新規就農者はUターンを含めて30名、新規参加者は117名であり全体の55%である。また、約半分が自営、その半分が雇用就農である。特に、近年は雇用就農が年々ふえている状況にあり、さまざまな就農パターンがある。

さきに説明したとおり雇用就農者のやめる割合が高いため、農業高校生を初め若者に対する農業の魅力のPRや短期大学校への進学を誘導する取り組み、自分が行きたい法人において3～4カ月研修を受け、会社との相性が合えばその会社に就職するといった事業に取り組んでいる。

先崎温容委員長

どう評価しているか。

農業担い手課長

現場の状況を踏まえて弱い部分を事業に仕組んでいるため、効果があらわれてきていると感じている。

高野光二委員

これだけの数字を得ているため、もう少し分析しておく必要がある。

若者向けのみのPRではなく、例えば農業という職につけば3年間就農支援金がもらえるなどさまざまな施策がある。総体的にアンケート調査などを行いデータを持ち、効果のあった事業に厚みをつける必要があると思うため、よろしく願う。

次に、政策的な部分であり県のみでできない部分はあると思うが、豚コレラについて聞く。農林水産省の施策の中で、日本で豚コレラが絶滅していた時期から、ワクチンを接種した豚は海外に輸出できないとしてワクチンを打たなくなった。現在では逆に、日本は輸入される豚に対し非常に危機感を感じているなど時代が変わっている。

豚コレラが絶滅していたにもかかわらず、その原因が海外から持ち込まれ日本に広がる状況であるため、水際で防ぐためのワクチンは絶対に必要である。今の法律ではワクチンを打てばその肉は流通できないが、それほど危険なものであればワクチンは打っていけないはずである。しかしワクチンを打つことは危険ではないとの認識であり、旧態依然の法律に縛られ流通できない現在の農林水産省の政策の問題点もある。

今回はいち早く豚コレラを防ぐことに集中しなければならないが、今後は専門家が調査を行い政策や法律を変えていく必要があると考えている。

事前にワクチンを打ち日本に蔓延させないための十分な防疫をとるべきと思うが、担当者の考えを聞く。

畜産課長

豚コレラは人間にうつらないため、ワクチンを打つと豚肉の流通ができないわけでも、ワクチンを打った食肉を食べていけないわけでもないが、ワクチンを打った豚がワクチンを打っていない場所に行くと、豚コレラワクチンによって獲得した抗体が野外で感染した抗体がわからなくなるため線引きをしていた。

地域を指定しながら、ワクチンを打つエリアを少しずつ広げているところであるため、国の動きをよく見ながら情報をつかみ、ワクチンを接種することとなればすぐに準備していく。

また、外国から入ってくる肉製品を水際でとめるため、家畜防疫官に強い権限を付与するよう家畜伝染病予防法の改正が検討されている。そうした状況を踏まえ福島空港も靴底の消毒を行うなど、今後国や団体と連携して防疫対策をしていく。

高野光二委員

豚コレラのワクチンを打たなくなったそもそもの理由は、関係機関がワクチンを打ったものと打たないものをすみ分けし感染経路を把握するためである。ワクチンを打った肉は安全であるが、輸出時に受け入れない国があるためにワクチン接種をやめた。豚コレラは地球上のあらゆる国に広まっており、日本に豚コレラが入れば養豚農家は損害をこうむる。事前に政策的にワクチンを打ち安全な豚肉を供給する体制とするためには、基本的な考え方を変えねばならない。県は法律を変えることができないため、県が実態をよく調べ農林水産省に上げて時代に合ったものにしていかねばならない。今の考え方を変えずにワクチンが手に入れば打つことで一時はおさまるかもしれないが、いたちごっことなるため、よろしく願う。

坂本竜太郎副委員長

独立行政法人農畜産業振興機構における既存の補助メニューを活用し、豚コレラに感染させないためイノシシの侵入を防護柵により防ぐことは、危機意識を持った取り組みである。農林水産部は近県の茨城県や栃木県よりも先に着手すると高い意識により、ワクチンの必要性以前の段階でできることに今回取り組むと認識しており、高野委員の指摘や認識と合致する。

については、現状に対する危機意識を持ち補正予算を計上したか意気込みを強調するとわかりやすいと思う。

次長（生産流通担当）

家畜伝染病予防法に規定される飼養衛生管理基準に基づき、総合的な対策が講じられている。

養豚農家が、畜舎やその周辺、人の立ち入りや車両等の消毒、日々の家畜観察、野生動物侵入防止などを徹底するとこの前提に基づき、出先機関である家畜保健衛生所がともに対策を進めている状況であるが本県はイノシシがふえている。

全ての養豚農家で対策を打つことが重要であるため、独立行政法人農畜産業振興機構の既存事業を活用し、県も助成することにより万全を期すとの意味で議会上に上程した。今ある対策を総合的に講じる中で、委員指摘のワクチンもあるが、県としてはまずイノシシの侵入防止策と考え予算を要求している。

いずれにしても国に対し豚コレラが早期に終息するよう強く求めている。ワクチン接種の判断については、国が地域を指定するものであるため、県としては、できる範囲の中で最大限の対応を行っていく。

大場秀樹委員

花粉症の発生源対策についてである。

昨年度の一般質問においてスギ花粉症について質問した際、低花粉の苗木を年間10万本植えかえるとの答弁があり、福島民報や福島民友にも大きく取り上げられた。

その後詳しく聞いていないため、進捗状況と実際に植えた場所について聞く。

森林整備課長

花粉症対策の杉苗として、一般の杉に比べて花粉が1%以下という花粉がほぼない少花粉杉、全く花粉のない無花粉杉がある。

また、杉の特定母樹として、通常の杉よりも50%ほど花粉が少ない杉苗を造成しており、会津圃場や林業研究センター

内に採穂園や採種園の造成、整備を進めてきた。

令和2年度は少花粉杉や無花粉杉の苗木を約2万本供給し、3年度は少花粉杉や特定母樹からトータル約20万本を供給する。

徐々に供給体制が整ってきているが需要量に対する供給量は少ないため、現在は希望のある場所に対応している。

大場秀樹委員

国有林と民地とあるが、県内の民地における杉は推定何本か。

森林整備課長

即答できないが、約1haを伐採したら3,000本植栽している。

民有林と国有林のうち国有林は計画的に伐採されるため、どちらかといえば民有林より国有林におけるスギ苗の需要が多く、花粉の少ない苗木の供給要望があるため応えていく。

高野光二委員

部長説明要旨にもあったが、今回の台風第19号及び第21号により甚大な被害があり、地元の真野川鮭増殖組合についてもやな場が壊された。

台風第19号についてはサケの遡上時期であり、県が補助するには時間がかかるため恐らく市が至急に対応したと理解するが、県が十分支えなければ今後のサケの沿岸漁業が非常に心配である。

海水の影響もあると思うが、ことしの遡上はこれまでの1～2割である。

理由としては、震災の影響によりふ化させ海に返す作業ができなかった点、海水温が変わり沿岸にサケが寄ってこなかった点がある。震災以降何年間も放流していないため、戻ってくる性質を利用したサケの沿岸漁業は今後非常に心配な状況になっていく。

現況を十分把握の上支えてもらわねば今後大きな影響が出ると思うが、どう理解しているか。

水産課長

委員指摘のとおり、非常に厳しい状況である。

今回の台風被害により施設等が壊された場所については、地元市や町の支援により回復している部分もある。

サケは重要な資源と考えているため、施設等の補助については今後必要な資材等を支援できないか検討し、サケが帰ってこない原因については調査等していく。

高野光二委員

サケの沿岸漁業は大変重要な事業との位置づけであり、復興交付金を利用して施設を整備した木戸川の例もあるため、今後しっかり支援願う。